

平成29年10月16日

保護者の皆様

南相馬市教育委員会教育長 阿部 貞康
(公印省略)

弾道ミサイル発射時の対応及び臨時休業等の対応について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応については、福島県危機管理部および福島県教育委員会から出された通知により、児童生徒の安全確保に向け学校でも指導し、ご家庭にもご協力を頂いているところです。

なお、安全確保のための対応に大きな変更点はありませんが、今回、臨時休業等の取扱いが県教育委員会より追加されましたので、今後、下記の通り対応してまいります。ご家庭でのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 弾道ミサイル発射時の児童・生徒の安全確保について

(1) 登校前に全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）による情報伝達があった場合

- ① Jアラート又はテレビニュース等により、破壊措置命令がなく、日本の領域（領土及び領海）外への着弾を確認するまでは、自宅待機とします。
- ② 破壊行為がなく、日本の領域外への着弾が確認されたあと、登校させて下さい。
- ③ 登校する際、不審なものを発見した場合は、決して近寄らないようお話し下さい。
- ④ 学校では「登校可能」等のメール配信は行いません。各家庭で日本領域外への着弾を確認してから登校させるようにして下さい。

(2) 登下校途中にJアラートによる情報伝達があった場合

- ① できるだけ頑丈な建物や地下、近くの「子ども110番の家」や「民家」等に避難して下さい。
- ② 近くに建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守って下さい。
- ③ 防災無線や建物の関係者の方から情報を得て、安全が確認されるまでは、その場にとどまっているようにして下さい。

(3) 休日や夜間など学校以外にいる際にJアラートによる情報伝達があった場合

※ 上記に準じます。

2 臨時休業等の取扱いについて**○ 破壊措置命令が下された場合又は弾道ミサイルが着弾した場合**

- ① 児童・生徒が登校する前に、破壊措置命令が出された場合又は日本の領域（領土及び領海）内に弾道ミサイルが着弾した場合には、不測の事態を想定し「臨時休業措置」とします。
- ② この際、学校から保護者に「臨時休業措置」の連絡や緊急メールの配信は行いません。（発射からきわめて短時間で着弾するため。）
- ③ 臨時休業措置の解除については、学校を通じてご家庭に連絡します。